

## 東京都海面における共同漁業権に係る海区漁場計画の策定に関する基本的な考え方

漁業権及び沿岸漁場管理に関して、漁業法第 61 条により、都道府県は、その管轄に属する水面における漁業生産力を発展させるため、水面の総合的な利用を推進し、水産動植物の生育環境の保全及び改善に努めるとともに、同法第 62 条第 1 項により、都道府県知事は、その管轄する海面について、五年ごとに、海区漁場計画を定めるものと規定されている。

東京海区に免許している共同漁業権は、令和 5 年 8 月 31 日に免許の存続期間が満了するため、その切替えに当たり、令和 4 年 4 月から同年 7 月にかけて伊豆諸島及び小笠原諸島について漁場調査の実施とともに、現在免許を受けている各漁業協同組合から漁業権に対する意見、要望を聴取したところである。

これらを踏まえ、切替え後の漁業権に係る海区漁場計画（素案）を策定するに当たっての考え方は下記のとおりである。

### 記

#### 1. 第一種共同漁業権（いせえび、貝類、藻類等定着性水産動植物を対象とする漁業）

地先の水産資源の増殖及び適切な漁場管理並びに漁業生産力の発展を図るため、伊豆諸島及び小笠原諸島については、基本的にその関係地区の漁業協同組合に対する単独免許とする。

その上で大島町大島地先については、漁場の有効利用の観点から、関係地区内の複数の漁業協同組合による免許とする。銭洲周辺海面についても関係地区を新島村及び神津島村とし、関係地区内の複数の漁業協同組合による共有免許とする。また、小笠原諸島のうち、火山列島についても同様に小笠原村内の複数の漁業協同組合による共有免許とする。

更に伊豆諸島海域（神津島地先海面を除く）に生息するなまこ資源を有効活用し、漁業生産力の発展を図るため、なまこ漁業を漁業種類に加える（神津島地先海面についてはすでに免許済み）。

なお、新島・式根島地先に免許していたひじき漁業（共第 7 号）についてはこれまで操業実績がなく、今後も操業の可能性がないため計画から外す。

#### 2. 第二種共同漁業権（固定した網を利用する漁業であって、たかべ（うめいろ含む）、いさきなどを対象とするもの）

地先の水産資源の増殖及び適切な漁場管理並びに漁業生産力の発展を図るため、伊豆諸島及び小笠原諸島については、基本的にその関係地区の漁業協同組合に対する単独免許とする。

その上で、三宅村三宅島地先、三宅村大野原島地先及び御蔵島村御蔵島地先においては漁場の有効利用の観点から、三宅島漁業協同組合及び御蔵島村漁業協同組合による共有免許とする。また、同地先におけるたかべ建切網漁業（共第 16,18,20 号）については操業の実績がなく、今後も操業の可能性が低いため計画から外す。

同様に、小笠原諸島のうち、火山列島についても、小笠原村内の複数の漁業協同組合による共有免許とする。また、たかべ（うめいろ）建切網漁業（共第 63,65,67,69,71,73,75 号）については操業実績もなく、今後も操業の可能性が低いため計画から外す。

#### 3. 海区漁場計画内の各事項について

海区漁場計画素案を作成するにあたっての各事項については現行どおりの内容。主な変更点は免許の予定日及び存続期間であり、免許予定日は令和 5 年 9 月 1 日、存続期間は 10 年間で令和 5 年 9 月 1 日から令和 15 年 8 月 31 日である。